経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

- 経営革新等支援機関の認定（更新）には、中小企業・小規模事業者に対する経営革新等支援業務の適正性を確保するために、主に以下の認定基準を設けております。

  ①税務、金融及び企業財務に関する専門的知識を有していること（要件①）
  ②中小企業･小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の実務経験を有していること（要件②）
  ③安定した事業基盤を有していること（要件③）

  認定を受けるためには、上記すべての要件を満たす必要がございます。
  詳細は、以下よりご確認ください。

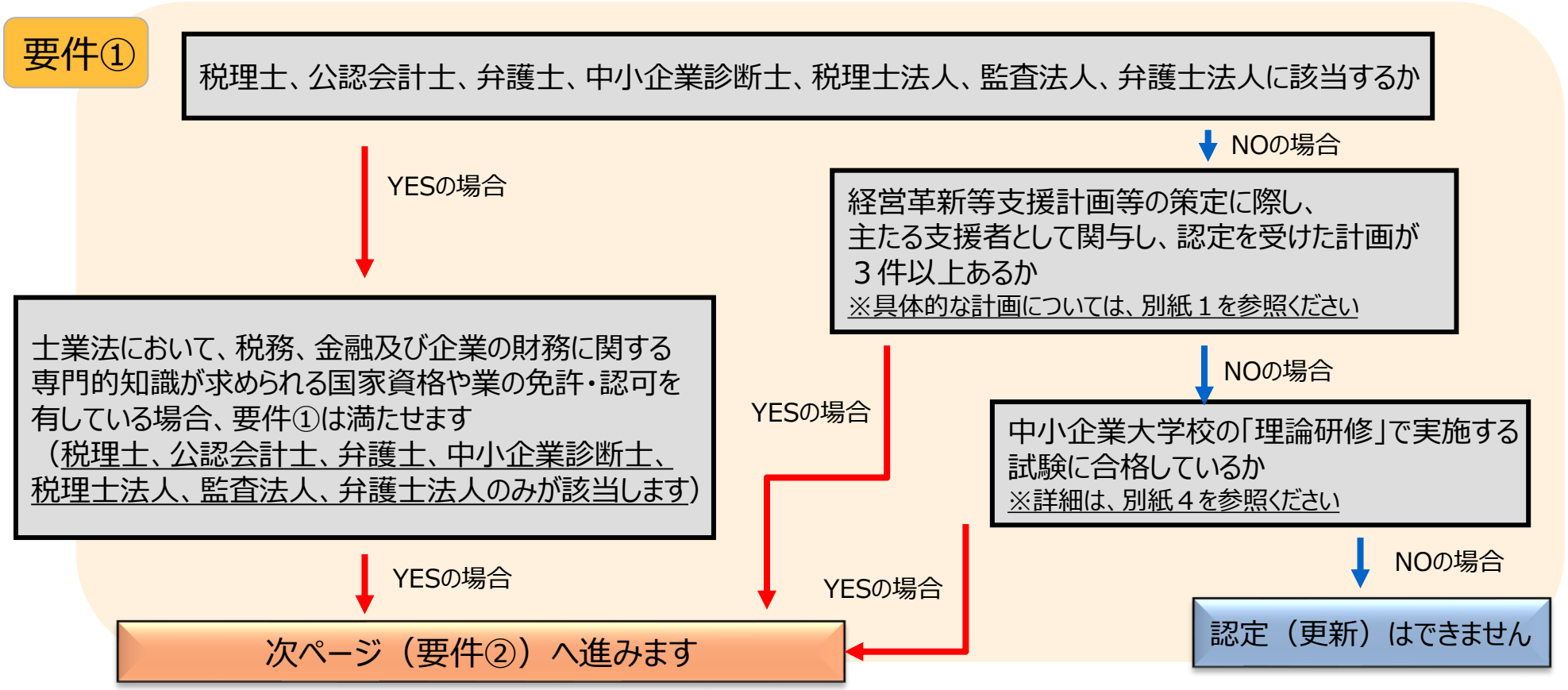

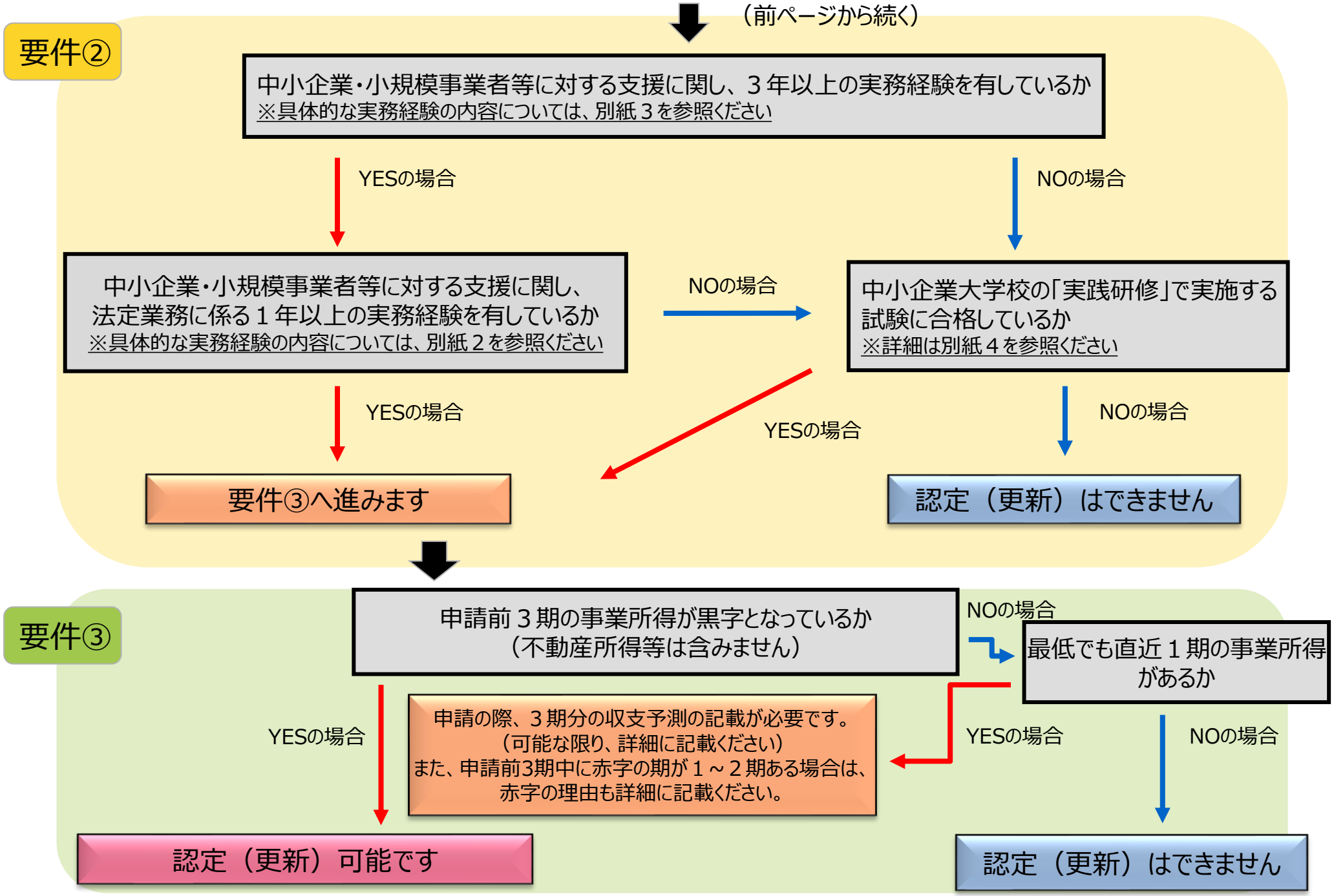

※本フローチャートにおいて「認定（更新）が可能」であっても、それをもって認定されるわけではありませんので、ご注意ください。

専門的知識を有する証明書にある「経営革新計画等の作成」とは、具体的にどの計画を指すのか

○具体的には、「経営革新計画」、「経営力向上計画」、「地域資源活用事業計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「農商工等連携事業計画」、「中小企業承継事業再生計画」、「中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画※」等が挙げられます。 ただし、「経営力向上計画」については、最大１件までしか実績として認めません。
※中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。
なお「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和元年度補正予算事業の支援実績については、新規申請の実績の対象となります（令和元年度補正予算事業では、認定支援機関の関与を任意としたため）。

○認定の更新の際の対象については、上記に加え、「事業再構築補助金」、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、「経営改善計画策定支援事業」、「早期経営改善計画策定支援事業」、「中小企業経営力強化資金融資事業」、「経営力強化保証制度」、「企業再建資金（企業再生貸付制度）」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」、「先端設備等導入計画」、「事業承継税制」、「事業承継・引継ぎ補助金（旧：事業承継補助金）」、「事業承継・集約・活性化支援資金融資事業」、「個人事業者の遺留分に関する民法特例」、「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」、「中小企業経営強化税制C類型」等が挙げられます。

【新規申請時】

	添付する書類	申請先/認定主体
経営革新計画	認定通知書	都道府県
経営力向上計画	認定書	各業種を所管する省庁
地域資源活用事業計画	認定書	都道府県/（認定主体は各省庁）
異分野連携新事業分野開拓計画	認定書	各業種を所管する省庁
農商工等連携事業計画	認定書	各業種を所管する省庁
中小企業承継事業再生計画	添付書類は不要 ※認定番号欄には、整理番号を記載ください	経済産業局
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正予算事業）	交付決定通知書	全国中小企業団体中央会

【更新申請時】（左記の計画等に加えて）※一部抜粋

	添付する書類	申請先/認定主体
事業再構築補助金	交付決定通知書	事業再構築補助金事務局
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	交付決定通知書	各県の中央会
経営改善計画策定支援事業	支払予定日通知書 ※認定番号欄には「－」を入力し、認定日には通知書の日付を記載ください	各県の経営改善支援センター
早期経営改善計画策定支援事業	支払予定日通知書 ※認定番号欄には「－」を入力し、認定日には通知書の日付を記載ください	各県の経営改善支援センター
先端設備等導入計画	認定書	市町村
事業承継税制	認定書 ※事業者が税務署に提出する書類	都道府県知事
事業承継補助金	交付決定通知書	事業承継補助金事務局
中小企業経営力強化資金融資事業	事業計画進捗報告書（フォローアップ）の写し 融資決定通知書（契約書）の写し	日本政策金融公庫

実務経験証明書（経営革新等支援業務に係る１年以上の実務経験）の実務経験には
どのような経験が該当するのか。

■税理士（個人）、税理士法人の場合
　例：税理士業務に付随して行う財務書類の作成、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■公認会計士（個人）、監査法人の場合
　例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■弁護士（個人）、弁護士法人の場合
　例：企業の再生事案の事務等、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■中小企業診断士（個人）の場合
　例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■コンサルタント、民間コンサルの場合
　例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■商工会、商工会議所の場合
　例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

実務経験証明書（中小企業等に対する支援に関する３年以上の実務経験）の実務経験にはどのような経験が該当するのか。

■税理士（個人）、税理士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する税務相談、申告等

■公認会計士（個人）、監査法人の場合
例：中小企業等に対して実施する財務書類の監査または証明等

■弁護士（個人）、弁護士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する法律相談等

■中小企業診断士（個人）の場合
例：中小企業等に対して実施する経営や労務管理に関する相談対応等

■コンサルタントの場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、販路開拓支援、現場改善支援等

■商工会、商工会議所の場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応等

認定基準にある所定の研修内容とは何か

〇認定（更新）基準の要件①または要件②の知識や経験が認定基準に満たない、法定業務を行おうとする者に対して、中小機構による以下の研修で実施する試験に合格することとしており、申請時に試験合格を証する書類を添付してください。

要件①の知識が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）
（研修構成）
・財務、会計、税務等を中心とした１７日間コース
（受講対象者）
・商工会、商工会議所、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、ＮＰＯ法人、民間コンサルティング会社等で経営革新計画等の関与が３回未満の者
・４コース対象者：経営革新計画等の関与が全く無い者
・２コース対象者：経営革新計画等の策定を行う際、主たる支援者として１～２回関与した者
（研修を実施している中小企業大学校）
東京校、関西校

要件②の経験が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）
（研修構成）
・経営計画策定､経営支援等の演習を中心とした２日間コース（２日×６時間）
（受講対象者）
・経営革新計画等の策定支援を実施する者であって、中小企業の法定業務の実務経験が３年未満の者または中小企業の法定業務の実務経験が３年以上であって、そのうち法定業務の実務経験が１年未満の者。ただし、認定（更新）基準①の条件を満たしていることが前提となります。
（研修を実施している中小企業大学校）
旭川校、仙台校、瀬戸校、東京校、関西校、広島校、九州校
※既に認定支援機関として認定されている方もご受講可能です、ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。